

平成30年度水質事故発生状況

第1四半期発生状況

発生月日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
							内容		
4	11	金目川(甲)	水無川	秦野市		○			市民から秦野市環境保全課(市)に、「水無川の水無瀬橋付近に油が浮遊している」と通報があった。市及び湘南地域県政総合センターが現場確認したところ、橋の左岸側排水路から油の流出を確認したため、オイルマットを設置し拡散防止対策を行なうとともに、排水経路を遡り原因調査を行った。排水路上流の事業所聞き取りでは原因の判明には至らなかった。オイルマットは継続設置し、数日監視したのち、油浮遊が認められなくなったことから回収し、本件収束とした。
4	13	相模川(乙)	目久尻川	綾瀬市		○			事業所から火災が発生し、事業者は県央地域県政総合センター環境調整課(県央C調整課)に連絡した。県央C調整課が現場確認したところ、事業者は油の流出防止のオイルマットを設置していた。綾瀬市環境保全課(市)が目久尻川を確認し、油膜は確認できなかったが、予防的措置としてオイルフェンスを設置した。市は、事業所の消火中にオイルフェンスを確認したところ油の付着が認められたため、2本目のオイルフェンスを設置した。火災が鎮火したあと、火災現場からの油流出は確認できなかった。目久尻川のオイルフェンスへの新たな油膜の吸着はなく、火災現場との関係は確認できなかった。油の新たな油流出がなくなったため、本件収束とした。
4	17	相模川(甲)	小沢	愛川町		○			町民から愛川町環境課(町)へ、「三増の水路で油浮遊がある」と通報があったため町が現場確認したところ、水路での油浮遊を確認したため、県央地域県政総合センター環境保全課(県央C)に連絡した。町が水路上流部のグレーチングで油臭を確認したため、オイルマットを設置した。水路から相模川本川への油の流入は確認されなかった。翌日、町と県央Cが現場確認を行い、水路に油臭及び油膜は確認されなかった。町はオイルマットを交換し継続的に監視を実施、県央Cは周辺事業所に聞き取り調査をおこなったが原因は判明しなかった。町は数日後油臭、油膜が確認できないと判断しオイルマットを回収した。本件、新たな油の流出がなく、水路に油膜が確認できなくなったため、収束とした。
5	7	相模川(甲)	小沢	愛川町		○			愛川町環境課(町)から県央地域県政総合センター環境保全課(県央C)に、「愛川町三増の水路で油膜を確認した」と通報があった。町はオイルマットを設置し拡散防止措置を実施した。翌日、県央Cが現地確認し、油膜は確認されなかったが、町は水路の上流側で追加のオイルマットを設置し監視を継続した。後日、水路に油膜・油臭が確認されなくなったことを確認し、原因不明で対応を終了した。
5	29	引地川	比留川	綾瀬市		○			綾瀬市環境保全課(市)から県央地域県政総合センター環境保全課に、「比留川で市職員が油浮遊を確認した」と連絡があった。市は、オイルマットを設置し、下流を確認したが油膜は確認されなかった。翌日、市が現地確認を行ったところ、オイルマットへの油付着が確認されたため、原因調査を行ったところ、河床に設置されている岩石をネットに包んだ工作物から油がにじみ出ていることを確認した。工作物内に油の流出源となるものは確認されなかったため、工作物からの油のにじみが収まるまでオイルマット等による拡散防止対策を継続した。後日、油流出が収まったことを確認し、原因不明で対応を終了した。
6	3	相模川	目久尻川	綾瀬市		○			住民から綾瀬市環境保全課(市)に、「内藤橋・虚空蔵橋付近の排水口から目久尻川に油が流入している」と通報があった。市が現場確認を行ったところ、排水口からの油流出を確認したため、下流側の吉野橋でオイルマットを設置するとともに、排水口上流部を遡り原因調査を行ったが、暗渠のため、原因判明には至らなかった。翌日市が現地確認したところ、排水口からの油流出は止まっていた。後日、河川から油膜が確認されなくなったことから、オイルマットを回収し、原因不明で対応を終了した。
6	6	相模川	鳩川 道保川	相模原市		○		事業者	住民から相模原市環境保全課(市)に、「市立相陽中学校近くの鳩川で油が流れている」と通報があった。市が現場確認を行ったところ、農園のボイラー用燃料タンクから重油が推定約1000L漏洩したことが判明した。市は、重油が流出した水路にオイルマットを設置し拡散防止措置を行うとともに、県大気水質課、鳩川流域自治体、上水取水事業者(上水)及び農業用水取水管理者(用水)に連絡した。上水は取水施設で油臭を確認したため、活性炭による脱臭処理を行った。用水は、取水施設で油膜を確認したため、取水量を抑制した。後日、相模原市土木事務所が水路に残留する重油をバキュームにより回収した。漏洩重油が回収され、河川への影響が解消されたことから、対応を終了とした。
6	11	早川	須雲川(大沢)	箱根町		○		車両事故	箱根町環境課(町)から県西地域県政総合センター環境保全課(県西C)に「箱根新道で交通事故が発生し、トラックから油が約30L漏れて側溝に流れた。」との連絡があった。町が現場確認を行ったところ、須雲川に流入する大沢において、少量の油膜を確認した。油臭は確認されなかった。町はオイルマットを設置し拡散防止措置を行うとともに、下流側を調査し、影響がないことを確認した。2日後、町が現場確認したところ油膜が確認されなくなったため、オイルマットを回収し、対応を終了した。

6	18	相模川	小出川	藤沢市		○		事業場	茅ヶ崎市農政部局から同市環境保全課に「小出川の犬黒橋付近に油浮遊を確認した。」との通報があったため、農政部局と環境保全課合同で現場確認を行った。併せて、藤沢市環境保全課(藤沢市)に連絡した。藤沢市が現場確認を行ったところ、犬黒橋付近で小出川に接続する水路から油が流入していることを確認したため、当該水路と河川との合流地点にオイルフェンスを設置した。さらに、水路上流側の原因調査を行ったところ、原因の一つと推察される事業場が判明し、藤沢市は場内から油の含有する排水を河川に流出させないように指導した。後日、藤沢市が現場確認を行い、事業場から油の含有する排水が流れていないことを確認した。また、水路に油浮遊が確認されなくなったため、オイルフェンスを撤去した。本件、新たな油流出がなくなり、河川の油浮遊が解消されたため、対応を終了した。
6	20	境川	小袋谷川	鎌倉市		○		事業者	市民から鎌倉市環境保全課(市)に「小袋谷川の藤源治橋付近のよども部分に油浮遊を確認した。」との通報があった。市が現場確認を行ったところ、現場付近でわずかに臭気が確認されたが、油膜は確認できず、生物被害も確認されなかった。市はオイルマットを設置し、周辺聞き取り調査を行ったところ、事業者が自転車用オイルの入った瓶を割ってしまい、河川に流出したことが判明した。市は油の回収を行うとともに、原因者に流出防止を指導した。本件、原因者が判明し、河川の油回収が行われ、生物への影響がないため、対応を終了した。
6	27	相模川	貫抜川	海老名市		○	カッター排水 (油分含む)	工事業者	市民から海老名市環境課(市)に「海老名市上郷にある駐車場で、工事業者が工事の際に発生したアスファルトのカッター排水(油分を含む)が駐車場外の水路に流れた。」との通報があった。市が現場確認を行ったところ、水路に油浮遊を確認したため、オイルマットを設置した。2日後市が現場確認し、油浮遊が確認されないためオイルマットを回収した。本件、新たな油流出がなく、油膜が確認されなくなったため、対応を終了した。

第2四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要	
月	日				魚死亡	油浮遊	その他			
							内容			
7	6	早川		小田原市		○		事業者	小田原市消防から県西地域県政総合センター環境保全課（県西C）に、「変電所で火災が発生し、変圧器から油が外部へ流出した。」と通報があった。県西C及び小田原市環境保護課が現場確認を行ったところ、原因事業者が油の流出した用水路でオイルマット、オイルフェンスを設置し、早川本川への流出を防止していることを確認した。また、油の漏れた変圧器にPCBが含有していないことを確認した。降雨により水量が増加したことから、それまでの河川流出防止措置を超過し、早川本川へ少量の油流出が認められたため、原因事業者はオイルフェンス等を増強設置するとともに、事業場から用水路に接続する排水口に止水栓を設置し油流出を防止した。翌日、事業場内に残留した油をバキュームで吸引除去した。海上保安庁による海上巡視では油浮遊は確認されなかった。本件、事業場からの油流出がなくなり、油の回収が終了したため、対応を終了した。	
7	21	相模川（甲）		厚木市		○		事業者	厚木市ふれあいプラザ職員から県警察に、「厚木市ふれあいプラザ付近の水路で油が流れている。」と通報があった。県警察、厚木市消防、同市農業政策課、同市生活環境課（市環境）、同市下水道施設課（下水）が現場確認を行ったところ、水路への油流出を確認したため、水路にオイルマットを設置し、流出防止措置を行った。翌日の市の周辺調査により、原因者を特定した。流出した油は軽油であり、事業場の油水分離槽が未清掃で、一部穴も開いていたため、油が都市排水路に流出したことが判明した。市環境及び市下水が数日間水路における油臭及び油浮遊の監視を行い、ともに確認されなくなったことから、オイルマットを撤去した。また、魚の生存も確認された。事業者は、油水分離槽の清掃及び修繕を行った。本件、油の新たな流出がなく、河川が原状回復したため、対応を終了した。	
7	26	山王川		小田原市		○		不明	市民から小田原市消防（市消防）に「用水路にガソリンのようなものが流れている。」と通報があった。市消防が現場確認を行ったところ、油臭及び油膜は確認したが、その後小田原市環境保護課が現場確認を行ったときには痕跡は確認したものの、現認はできなくなった。本件、新たな油の流出がなく、河川への影響が認められなかったため、原因不明で対応を終了した。	
7	26	中村川		大井町		○		交通事故	小田原市消防（市消防）から県西地域県政総合センター環境保全課（県西C）に「大井町でトラックが中村川に転落する交通事故が発生した。」と通報があった。大井町生活環境課（大井町）が現場確認を行ったところ、転落した車両から燃料油が流出しており、現場から600m下流の堰で油が確認された。下流側の中井町環境上下水道課（中井町）にも連絡し、中井町は河川2か所にオイルフェンスを設置し、拡散防止措置を実施した。市消防は道路上に流出した油を回収した。翌日、県西Cと大井町が現場確認を行い、車両からの燃料油流出は確認されず、河川に油臭・油膜がないことを確認した。中井町は、油膜が確認されなくなったためオイルフェンスを撤去した。本件、車両からの油流出がなく、河川に油膜が確認されなくなったため、対応を終了した。	
8	3	金目川（甲）	水無川	秦野市		○	○	発泡	事業者	秦野市環境保全課（市）から湘南地域県政総合センター環境保全課に「秦野市三屋の火災現場の消火活動に伴い、水無瀬橋付近で泡と油浮遊を確認した。」と通報があった。火災現場は、スクラップの再生業者であり、市が現場確認を行ったところ、消火活動に用いた消火剤の泡及びスクラップ下の油分が雨水系統に流れたことが判明し、水無瀬橋付近の排水口から泡と油の流出を確認したため、市はオイルマットを設置した。後日、市が現場確認を行い、河川水質に問題なく、油浮遊がないことを確認し、オイルマットを回収した。また、事業所に対して排水系統の確認と油水分離槽の管理について指導し、本件対応を終了した。
8	19	酒匂川（甲）	狩川	南足柄市		○		不明	小田原市消防本部から県西地域県政総合センター環境保全課（県西C）に、「南足柄市の狩川に合流する水路に油浮遊を発見した。」と通報があった。油量は油膜が見られる程度で魚の死亡はないと情報があった。県西Cから南足柄市環境課（市）及び飯泉取水管理事務所（取水事務所）に連絡した。市が現場確認を行ったところ、油膜は確認されなかった。また、取水事務所も現場確認を行い、取水に影響はないと判断した。本件、油膜が確認されず、魚死亡がなく、取水に影響がないことから、原因不明で対応を終了した。	
9	4	金目川（乙）	洪田川	平塚市		○		事業者	平塚市職員が河川の油浮遊を発見したため、同市環境保全課（市環境）及び農水産課（市農水）が現場確認を行ったところ、上流部の事業所敷地内の雨水に油の混入を認めた。当該事業所は過去に重機がオイル漏れを起こし、敷地内の土壌に流出したことがある。そのオイルが今回の雨とともに流出した可能性が高いことが判明したため、市環境は拡散防止措置を指示した。また、市農水は水路にオイルマットを設置した。本件、新たな油流出がなくなり、油の拡散防止措置を行ったことから、対応を終了した。	
9	27	金目川（乙）	大根川	秦野市		○		不明	市民から秦野市環境保全課（市）に、「秦野市南矢名で油浮遊が確認された。」と通報があった。市が現場確認を行ったところ、河川へ接続する水路から油の流出を確認したため、上流の周辺調査を行ったが、原因の特定には至らなかった。市は、拡散防止のため、宮田交差点付近にオイルマットを設置した。翌日、市が現場確認を行い、油の流出は確認されず、河川の油浮遊も確認されなかったためオイルマットを回収した。本件、新たな油流出がなく、油浮遊が確認されないことから、原因不明で対応を終了した。	

第3四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
10	9	酒匂川(甲)	土手水路第一排	小田原市		○			通報者から小田原市環境保護課(市)に、油流出の通報があり、市が現場確認を行ったところ、土手根第一水路に自動車用エンジンオイル缶が放置され、油が若干量流出していることを確認した。市はオイル缶を回収し、下流側に拡散防止措置を行った。本件、オイル缶を回収したことから、原因不明で対応を終了した。
10	18	相模湾		三浦市		○		漁業者	通報者から三浦市環境課(市)に、「三崎港の観光施設周辺海域で油が浮いている。」と通報があり、市、消防、県警察及び海上保安庁(海保)が現場確認を行った。原因は、給油業者が船舶への給油の際に、機関士が機関系統の操作をミスし、重油を1~2リットル漏洩したためであった。漏洩した重油は海保が対応した。本件、新たな油流出がないため、対応を終了した。
11	5	引地川	蓼川	綾瀬市		○		不明	工事業者が県厚木土木事務所東部センター(県土木)に、蓼川における油浮遊を通報し、県土木は、綾瀬市環境保全課(市)に連絡した。市が現場確認を行ったところ、油浮遊を確認したため上流の調査を行い、河川に合流する水路からの油流出を発見した。河川との合流地点にて拡散防止措置を行うとともに、水路上流周辺事業所等の調査を行ったが、原因の特定には至らなかった。さらに、下流側においても拡散防止措置を実施し、河川監視を継続した。2日後、河川の油浮遊が解消されたことを確認し、原因不明で対応を終了した。
11	22	引地川	比留川	綾瀬市		○		不明	市民から綾瀬市環境保全課(市)に、「比留川で油浮遊がある。」と通報があった。市が現場確認を行い、油膜及び油臭を確認したが、日没後であり、暗く不鮮明であったため、改めて翌朝から再調査を行ったところ、油膜、油臭は確認されなかった。本件、新たな油浮遊が確認されないことから、原因不明で対応を終了した。
11	28	相模川(乙)	小出川(駒寄川)	茅ヶ崎市・寒川町		○		事業者	事業者から茅ヶ崎市下水道河川建設課に「駒寄川で油浮遊がある。」と通報があり、同課から環境保全課(市)に連絡があった。市が現場確認を行ったところ、黒い油が流れていることを確認したため、拡散防止措置を実施した。市は下流側の寒川町環境課(町)に連絡し、町は小出川合流直前にて拡散防止措置を実施した。市が上流の原因調査を行い、原因者を特定したため、拡散防止及び再発防止を指導した。市及び町は河川の油浮遊が確認されなくなるまで監視を継続した。本件、原因者が特定され、新たな油流出がなくなったため、対応を終了した。
11	29	相模川(乙)	目久尻川	綾瀬市		○		不明	市民から県警察に、「目久尻川で油が浮いている。」と通報があった。綾瀬市環境保全課(市)が現場確認を行ったところ油浮遊を確認したため、拡散防止措置を実施し、上流側の原因調査を行ったが、原因の特定には至らなかった。翌日、改めて市が現場確認を行い、油浮遊等が解消されていることを確認した。本件、河川の油浮遊等が解消されたため、原因不明で対応を終了した。
12	11	酒匂川(甲)		松田町		○		不明	県警察から県西地域県政総合センター環境保全課(県西C)に、川音川脇の農業用水路で油膜を確認したとの通報があった。県西C及び松田町環境上下水道課が現場確認したところ、農業用水路の油膜を確認したため、拡散防止措置を行った。水路管理者が水路を調査したが、原因の特定には至らなかった。本件、水路の油膜が解消されたため、原因不明で、対応を終了した。
12	26	境川(柏尾川)	大塚川	鎌倉市		○		不明	事業者から鎌倉市環境保全課(市)に、敷地内水路(大塚川)で油のようなものの浮遊を確認したとの通報があった。市及び事業者が拡散防止措置を行うとともに、市は発見場所の上流から下流の調査を実施したところ、魚の死亡等はなかった。また原因の特定には至らなかった。市が改めて河川の上流を調査し、油浮遊が確認されなかったことから、原因不明で、対応を終了した。

第4四半期発生状況

発生月日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
1	15	金目川(乙)		平塚市		○		不明	市民から平塚市消防(市消防)に、平塚市高根の雨水側溝に油浮遊があるとの通報があった。市消防、平塚市環境保全課及び同市下水道整備課が現場確認を行ったところ、通報場所の上流側の雨水側溝の最上流部に灯油が投棄された痕跡を確認したため、拡散防止措置を実施した。後日、油の回収が終了したため、原因者不明で対応を終了した。
2	4	金目川(乙)	渋田川	平塚市		○		不明	平塚市内の事業者から敷地内の排水路へ油の流入があり、オイルフェンスを敷設し対応中との通報が平塚市環境保全課(以下、市)にあった。市による現場確認では排水路上流の暗渠部分においては油膜は認められず、渋田川と排水路の合流部において少量の油膜が認められた。その後、敷地内の排水路で油膜が確認されなくなったため、オイルフェンスを撤去した。油膜が確認されず汚染拡大の恐れがなくなったため、原因者不明で対応を終了した。
2	8	金目川(乙)	河内川	平塚市		○		不明	市民から平塚市環境保全課(以下、市)に山下団地付近で油の臭気がするとの通報があった。市が現場確認を行ったところ、旭南公民館と山下団地8号棟の間の暗渠付近に黄色い塗料のようなものが投棄されており、それが徐々に流出して油膜が発生したものが事故の原因と推定された。市が塗料の回収作業を実施した後、油浮遊のないことを確認した。河川への汚染拡大がなくなったため、原因者不明で対応を終了した。
2	21	葛川	谷戸川	大磯町		○		不明	町民及び大磯町消防から大磯町環境課(以下、町)へ、大磯町生沢付近の谷戸川で油浮遊があると通報があった。町及び湘南地域県政総合センター環境保全課が現場の確認を行ったところ、通報場所付近の橋の下の雨水流入管から油の流入及び雨水流入管付近マンホール内の油浮遊を確認したため、雨水流入管内にオイルマットを設置した。付近の事業者への立入調査を実施したが、原因の特定には至らなかった。その後、油浮遊等が確認されなくなったため、オイルマットを回収し、原因者不明で対応を終了した。